

【アメリカ】2017 会計年度暫定予算成立

2016 年 9 月 28 日、上下両院は 10 月 1 日から始まる 2017 会計年度の継続予算法（暫定予算）を可決し、翌 29 日にオバマ大統領の署名により成立した（P.L.114-223）。同法は 12 月 9 日までの 10 週間、2016 会計年度予算と同じ水準での支出権限を認めるほか、退役軍人に関するプログラムには通年の予算を認めた。また約 11 億ドル（約 1111 億円）のジカ熱対策、及び 2016 年に発生した自然災害（ルイジアナ、メリーランド、ウェストバージニア各州の水害）対策として 5 億ドル（505 億円）の支援等が盛り込まれている。なお、下院における同法の審議において、ミシガン州フリント市の水道水に高濃度の鉛が検出され、水道水が使用できない問題に対し、予算措置を同法に盛り込むことが検討されたが、別に審議中の水資源開発法案（H.R.5363）に措置をすることで民主・共和両党間の合意がなされ、法案は可決された。通年の予算及び水資源開発法案は 11 月に実施される大統領選挙及び連邦議会選挙後に改めて審議されることとなる。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.congress.gov/114/bills/hr5325/BILLS-114hr5325enr.pdf>

【アメリカ】大型車の最高速度に関する運輸省の規制案

2016 年 9 月 7 日、運輸省は、大型車の最高速度に関する規制案を発表し、60 日間のパブリックコメントに付した。規制の内容は、新たに販売される大型車（車両総重量 26,000 ポンド（約 11.8t）以上の多目的乗用車、トラック、バス、スクールバス）に対して、最高速度を時速 60、65 又は 68 マイル（それぞれ 96.6、104.6、109.4km）のいずれかに電子的に制御する装置（ECU）を装備するものである。これにより 60 マイルの場合で、年間の自動車事故による死者を最大約 500 人減少でき、さらに燃料は 7%の節約となり、温室効果ガスの排出量も 3%減少させ、運転時間の増加による人件費増を差し引いても年間最大約 11 億ドル（約 1111 億円）の経済効果が期待できると試算している。なお、米国トラック協会（ATA）などの団体は 2006 年以来、運輸省に対して、安全のため全ての大型車の最高速度を 65 マイルとするよう申入れを行っていた。現在、最高速度は州ごとに異なっており、多くは 70～80 マイルであるが、85 マイルの州もある。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-09-07/pdf/2016-20934.pdf>

【アメリカ】住宅機会現代化法の制定

2016 年 7 月 29 日、P.L.114-201「住宅機会現代化法」（Housing Opportunity Through Modernization Act of 2016）が成立した。アメリカでは低所得者に対する住宅政策として、住宅都市開発省（HUD）が各地の地方住宅公社（PHA）を通して実施している住宅パウチャー等の家賃補助や公共住宅の供給があり、現在約 500 万の世帯又は個人が受給しているが、予算枠のために支援を受けられず待機している者も多い。この法律では、補助金支給基準の見直しを行い、一定の条件の者への支給を終了させることで、2017 年からの 5 年間で約 3 億ドル（約 303 億円）の支出を削減し、待機者に支給を拡大することを目指している。また、ホームレス、退役軍人、高齢者又は障害者世帯を対象とする目的別の補助金の支給について、PHA の裁量の範囲を広くしている。さらに、住宅の質を一定の水準に保つために家賃補助対象となる住宅を点検し、水準に満たない住居からの転居費用を一部補助する。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ201/pdf/PLAW-114publ201.pdf>

【カナダ】連邦政府による炭素価格制度の導入をめぐる動き

連邦政府は、気候変動問題への対策を強化するため、炭素価格制度（carbon price）の導入を目指している。炭素価格制度とは、各州が事業者等に対して、温室効果ガスの排出を削減する動機づけとして炭素税を課すものである。マッケンナ（Catherine McKenna）環境大臣は、各州は、温暖化対策として、課税のほか、排出権取引を選択することもできると述べている。報道によれば、連邦政府は、州が自発的にこれらの対策を実施せず、又は課税額が基準に達しない場合、何らかの措置を採ることを検討しているという（詳細は明らかでない）。連邦政府は、2016年秋までには、炭素価格制度の概要を策定するとしているが、各州の反応には温度差が見られ、すでに炭素税や排出権取引を導入しているブリティッシュ・コロンビア州やオンタリオ州は、おおむね政府の方針に賛意を示しているものの、サスカチュワン州などは、自らの温暖化対策が妨げられることなどを理由として批判的であると伝えられている。

（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ “Ottawa set to impose national carbon price,” *The Globe and Mail*, September 19, 2016.

【カナダ】認知症に対する国家的取組を求める法案

2016年2月25日、「アルツハイマー病及びその他認知症に対する国家戦略に関する法律案」（C-233）が下院に提出された。同法案は、同年6月8日、保健委員会に付託され、11月現在、審議中である。同法案は、前文と本則5か条から成る。前文は、現在およそ75万人がアルツハイマー病などの認知症を発病しており、今後、一世代のうちに患者が倍増する見通しであることや、連邦政府と州・準州の協議により、認知症対策の基本となる国家戦略を策定する必要性などに触れている。そして、本則は、国家戦略を策定すること、認知症関連分野への研究投資や認知症対策に関する州の取組への支援を国家戦略に含めること（第3条）、認知症問題に関する保健大臣の諮問機関を設置すること、諮問機関の構成員には、連邦政府や州の担当者、患者支援団体の代表、専門家、患者本人を任命できること（第4条）、法施行後2年以内に同大臣が国家戦略の効果を検証し、以後毎年、その結果を連邦議会に報告すること（第5条）などを規定している。（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ http://www.parl.gc.ca/content/hoc/Bills/421/Private/C-233/C-233_1/C-233_1.PDF

【EU】ロビイスト登録義務化案

欧州委員会は2016年9月28日、ロビイスト（利害代理人）の登録に係る欧州議会、EU理事会及び欧州委員会の3機関間の協定案を公表した（COM(2016)627final）。EUでは、1996年から欧州議会が、2008年から欧州委員会がロビイストの登録制度を開始し、2011年からは、2機関間の協定に基づき両者の登録制度が統合された。これにより、政策や意思決定の過程に影響を及ぼすことを目的とした活動を行う組織や個人を対象に、自発的な登録を行うためのシステムが運用され、2016年10月現在、約1万件の登録がなされている。新しい協定案は、従来の2機関にEU理事会を加えた上で、ロビイストの登録を義務化している内容となっている。ロビー活動に際しては、事前の登録と、附属文書に定められた行動規範を遵守することが求められ、違反した場合、登録制度の運営事務局は活動の停止命令や登録の抹消を行うことができる。また、登録が必要な主体・活動の明確化や登録されたデータの監視・管理体制の強化も盛り込まれている。

（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2016:627:FIN>

【EU】公文書手続の簡素化に関する規則

域内における市民の自由移動の促進を目的として、公文書の認証手続を簡素化するための規則が 2016 年 7 月 26 日に官報で公布された (Regulation(EU) 2016/1191)。ある加盟国の国民が、他の加盟国において婚姻届や子の出生届、犯罪歴がないことの証明等を提出しようとする場合、出身国の自治体等が発行する公文書に対して、出身国の政府による文書の真正性の認証等が必要であり、煩雑な手続を要する。新たな規則では、このような出身国政府による認証等が免除されることが定められた。対象となる公文書は、出生、死亡、氏名、婚姻、養子縁組、国籍、犯罪歴がないことや、選挙権等に関するもので、その一部については全ての EU 言語による共通書式を定め、発行者がこれを添付することにより文書の翻訳を省略することができる。受理機関が文書の真正性に関し合理的な疑いを持った場合には、既存の「域内市場情報システム」(加盟国当局間の情報ネットワーク)を通じて、発行した当局等に問合せ等を行うこととされている。 (海外立法情報課・島村 智子)

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016R1191>

【EU】新たな安全保障戦略の公表

2016 年 6 月 28 日に開催された欧州理事会において、EU 外務・安全保障政策上級代表は、「共有のビジョン、共通の行動：より強力な欧州—EU の外交・安全保障政策のためのグローバル戦略」を提示した。同戦略は、加盟国や EU 諸機関、シンクタンク等との協議を経て完成したもので、加盟国間の団結や国際社会との協働等の原則に基づき、平和と安全、繁栄、民主主義、ルールに基づく世界秩序といった共通の利益を促進することを戦略目的として掲げ、EU の対外行動における優先事項を以下の 5 項目にまとめている。①域内の安全確保 (防衛協力、テロ対策、サイバーセキュリティ、エネルギー安全保障)、②中央アジアから中央アフリカにわたる周辺各国の安定や移民政策、③紛争・危機に対する統合的な取組、④欧州のほか、中東、アフリカ等における地域秩序の維持や各国との協調、⑤グローバルガバナンス (基盤としての国連の改革・強化、ルールに基づく開かれた経済システムの実現及び自由貿易協定の推進、軍縮・不拡散等)。 (海外立法情報課・島村 智子)

・ https://europa.eu/globalstrategy/sites/globalstrategy/files/eugs_review_web.pdf

【イギリス】現代の奴隷制法改正案

現代の奴隷制とは、隷属状態、強制労働、人身取引等を包含した概念で、国際労働機関 (ILO) はその総数を 2,100 万人と推定している。イギリスでは、約 13,000 人が隷属状態にあるとの 2013 年の内務省の調査結果を踏まえ、その是正を目的として 2015 年現代の奴隷制法 (Modern Slavery Act 2015 c.30) が 2015 年 3 月 26 日に成立した (本誌 264-2 号 (2015 年 8 月) pp.8-9 参照)。同法は、企業に対して強制労働や人身取引などの有無やリスクの実態についての年次報告義務を課すものである。同法を更に強化するため、2016 年 5 月 23 日、現代の奴隷制法改正案 (Modern Slavery (Transparency in Supply Chains) Bill) が上院に提出された。法案は、①従来企業のみにも課されていた年次報告義務を公的機関にも課すこと、②企業に対しては年次報告を提出しない企業を取引先から外すよう義務付けること、③国務大臣は公的機関に対して①の報告事項に関する具体的な方針を公表することの 3 点を規定する。 (海外立法情報課・田村 祐子)

・ http://www.publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2016-2017/0006/lbill_2016-20170006_en_1.htm

【イギリス】バスサービス法案

イングランドにおけるバスの運営は基本的に公営であり、ロンドン以外の地域では国務大臣がその管理監督の権限を有している。2016年5月19日に上院に提出されたバスサービス法案（Bus Services Bill）は、バスの運営に係る自治体への権限移譲とバスの利便性向上を目的とするものである。主な規定は、①現在、国務大臣が有しているバスサービス改善の権限を、複数の市町村レベルの自治体で組織する広域自治体である合同行政機構（combined authorities）の首長及び当該地域の交通当局に移譲すること、②合同行政機構の首長に対し、ロンドンと同様、一定のサービス条件下で競争入札を行い、バス事業者を決める制度（フランチャイズ制度）の導入権限を与えること、③イングランド全域のバス運行会社に対して、バスの運行ルート、運賃、発車時刻等に関するデータをオープンデータとして公表するよう義務付けること等である。③は、アプリケーションソフト開発によって乗客の利便性向上を図る狙いがある。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/busservices.html>

【イギリス】児童及び福祉サービス法案

イングランドにおいて、養護施設や里親に預けられているなど、実の親に養育されていない子どもの数は、1985年以降増加の一途をたどっており、2015年時点では約7万人に上る。こうした子どもの中には18歳で成人後、進学も就職もしない者、就職しても不安定な状況に置かれる者が少なくないことから、安定した社会生活を送らせるための支援が課題であった。2016年5月19日、成人移行期にあるこうした子どもたちへの支援の充実を目的として、児童及び福祉サービス法案（Children and Social Work Bill）が上院に提出された。主な規定は、①養護施設出身者等が個人的な問題に対して専門職であるパーソナルアドバイザーから支援を受けられる年齢を現行の19歳までから25歳までに延長すること、②地方自治体に対し、児童養護施設の入所者が施設退所後に利用できる地域の公共サービスを明示した文書の発行を義務付けること、③ソーシャルワーカーの養成方針や専門家としての認定基準等を定める機関を新たに設置すること等である。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/childrenandsocialwork.html>

【フランス】元共和国大統領の処遇

フランスの共和国大統領経験者には、国費により各種の処遇が付与されている。収入としては、元大統領としての歳費に加え、憲法の規定により元大統領は憲法院の構成員であることからその報酬もある（ただし現在該当する元大統領は憲法院の報酬を辞退している）。また、元大統領としての公務のための執務室、公用車も用意され、専任の公務員が配置される。必要な警護も行われる。オランド現大統領はこれらについて見直しと法的根拠の明確化を指示し、2016年3月、コンセイユ・デタ（国務院）及び会計検査院が連名で報告書を提出した。これに基づき同年10月5日にデクレ（政令）が公布され、①退任後5年間は元大統領付公務員を7人配置し、5年を超えた後は3人に減員すること、②執務室の運営、交際費、旅費等の経費は国費による支出とし、首相の下で管理すること、③公用車及び警備は内務大臣の管轄とすること、④2012年5月以前に大統領であった元大統領についてはデクレ公布日を①の起算日とすることが定められた。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000033189352

【フランス】新たな州の名称と州都の決定

フランスでは2016年1月1日に州（région）が22州から13州に合併・再編された。その時点では、合併により誕生する7州の名称は暫定的に各旧名称を機械的に連結したものとし、6月末までに合併した州議会において新名称を議決し9月末までにデクレ（政令）により州都と合わせ正式に決定することとされていた。異なる歴史・文化を持つ地域の合併となる場合には名称の統一が難航した州もあり、また、インターネットによる公募や投票という手段も随所で実施された。デクレは期限内の9月28日に公布された。これにより、旧アルザス・シャンパーニュ＝アルデンヌ・ロレーヌ→グラン・デスト（Grand Est）、旧ノール＝パ・ド・カレー・ピカルディ→オー・ド・フランス（Hauts-de-France）、旧アキテーヌ・リムーザン・ポワトゥー・シャラント→ヌーヴェル・アキテーヌ（Nouvelle-Aquitaine）、旧ラングドック＝ルシヨン・ミディ＝ピレネー→オクシタニー（Occitanie）といった、歴史的な地名が消えなじみのない名称となる州も誕生した。（海外立法情報調査室・豊田 透）
・ Décret n° 2016-1262, 1263, 1264, 1265, 1266, 1267 et 1268 du 28 septembre 2016

【フランス】2017年予算法案

2016年9月28日、オランダ大統領の5年の任期の最終年となる2017年予算法案が政府から提示された。2015年以降やや上昇傾向にあるフランスの経済状況を踏まえて2017年の経済成長率を2016年と同じ1.5%に達すると見込み、これにより、フランスが達成できていない「政府財政赤字を対GDP比で3%以内とする」というEU財政規律について、2016年の3.3%から2.7%に改善できると見通している。予算額は、一般会計の歳入が3070億ユーロ、歳出が3817億ユーロであり、教育、国防及び雇用に重点的に予算を投入するとしている。特に教育には30億ユーロを計上し、任期中に60,000人の教員等教育関連の雇用を創出するという大統領の公約が、2016年までの約47,000人と2017年予算案の約13,000人により達成されると見込む。その他、テロ対策を含む国防費に20億ユーロ、中小企業の雇用助成制度に20億ユーロが計上されている。また、懸案である所得税の源泉徴収制度の導入を2018年1月1日と定めている。（1ユーロは約113円）（海外立法情報調査室・豊田 透）
・ https://www.legifrance.gouv.fr/content/download/10594/122098/version/1/file/plf_2017_cm_28.09.2016.pdf

【ドイツ】フラッキング規制

従来、ドイツでは、シェールガスやシェールオイルの採取技術である水圧破砕（フラッキング）について法的規制がなかった。しかし、化学物質を混入した水の地層への圧入及び廃液の処理により地下水を汚染する懸念が大きいため、同技術の使用が自粛されていた。今般、その規制のために、水域利用の許可制を定める水管理法が改正された（BGBl. I S. 1972, 2017年2月11日施行）。フラッキングによる地下水への影響はまだ評価することができないとして、改正により、シェール層におけるフラッキングは禁止とされた。ただし、環境への影響を調査するために、州の所管官庁は、フラッキングの実証事業を許可することができる。ただし、実証事業はドイツ全体で4か所に限られ、許可には連邦政府の同意が必要である。連邦政府は、専門家委員会による実証事業の評価に基づき、2021年にフラッキング禁止の規定を見直す。連邦政府が2021年に法律を改正しない場合には、フラッキングは引き続き禁止される（水管理法第13a条）。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/8704, 8913.

【ドイツ】公衆無線 LAN を増やすためのテレメディア法の改正

スマートフォンやタブレット等の情報端末の普及につれて、鉄道や喫茶店、ホテル等における公衆無線 LAN (Wi-Fi スポット) の需要が高まっている。しかし、ドイツにおいては公衆無線 LAN の普及が遅れており、人口 1 万人当たり 1.87 の公衆無線 LAN スポットがあるのみであった (韓国 37.35、イギリス 28.67、スウェーデン 9.94)。その理由の一つとして、ドイツでは、施設において提供される公衆無線 LAN の利用客が違法ダウンロード等著作権侵害の違法行為を行った場合、当該利用客に代わって、経営者が権利者から警告や差止請求を受けるおそれがあったことがある。この状況を受け、公衆無線 LAN を拡大することを目的として、インターネットサービスを規制しているテレメディア法が改正された (BGBl. I S. 1766, 2016 年 7 月 27 日施行)。改正により、公衆無線 LAN の提供者は、利用者の違法行為について民事上及び刑事上の責任を負わない旨が定められた (第 8 条)。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/6745, 8645.

【ドイツ】電子書籍に対する再販制度の適用

ドイツにおいて、出版社が決定した定価での書籍の販売を義務付ける再販制度は、書籍価格拘束法に定められている。従来、同法は、再販制度が電子書籍にも適用されるか否かを明確に決めていなかったが、実際には、電子書籍にも再販制度が適用されていた。多様な書籍の出版及び書店の保護のために、今般、書籍価格拘束法が改正され (BGBl. I S. 1937, 2016 年 9 月 1 日施行)、電子書籍にも再販制度が適用されることが明文化された。報道によれば、この背景には、EU と米国との間の包括的貿易投資協定 (TTIP) 交渉において、再販制度を採らない米国が、EU に対して再販制度の廃止を要求していることがある。電子書籍が安く販売されれば、小規模書店にとって充実した品揃えや質の高い顧客サービスの維持が困難となる。そのため、改正においては、外国の事業者がインターネットを通じてドイツの消費者に電子書籍を販売する場合にも、再販制度を適用することが定められた。なお、自費出版の電子書籍には再販制度は適用されない。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/8043.

【ロシア】兵器用プルトニウム処理に関する米露協定を破棄する大統領法案

2016 年 10 月 3 日、プーチン大統領は連邦法案「不要の国防用途プルトニウムの廃棄及び取扱い並びに当該分野における協力及び合意の細則に関するロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の協定の停止について」を下院に提出した。これは兵器用プルトニウムの拡散を防止するために米露が 2000 年に締結したプルトニウム管理廃棄協定 (PMDA) の履行を停止するものである。PMDA では、両国が各 34 トンの兵器用プルトニウムを MOX (ウラン・プルトニウム混合酸化物) 燃料に加工し、原子炉で処理すると定めており、ロシアは近く処理を開始する計画である。一方、米国では MOX 燃料への加工費用が当初の想定を大きく上回ったため、大深度地下への埋設処分など安価な代替策を模索しているが、ロシア側は米国が PMDA を遵守していないと非難してきた。また、法案は、米国がロシアに対して経済制裁などの敵対的行動を行っていることを履行停止の理由として挙げており、近年の米露対立の先鋭化も大きく影響していると思われる。(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://kremlin.ru/acts/news/53009>

【ウクライナ】EUとのビザ免除協定に向けた法改正

2016年10月1日、ウクライナ共和国法第1474-VIII号「欧州連合のウクライナに対する査証制度を緩和することを目的とするウクライナ国民の国籍確認、本人証明及び特別の地位を証明する書類に関するウクライナ共和国の法令の改正について」(以下「ビザ緩和法」)が施行された。2014年以降、ウクライナ政府は、欧州連合(EU)との往来に際してビザを撤廃することを目指した交渉を行っており、ビザ緩和法はそのための国内法整備と位置付けられる。ビザ緩和法では、出入国管理のための本人確認書類として電子式のパスポートを使用することが認められたほか、14歳以上の国民全てにパスポートを所持することが義務付けられた。また、ウクライナ国民が外国に永住することを希望する場合には、国外にあるウクライナ政府の出先機関において申請手続を行うことができるようになった。その一方、不法就労を取り締まるため、外国人労働者に対して外国人労働者証明証を発給するなど、管理強化の措置も盛り込まれた。

(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://consultant.parus.ua/?doc=0A7U4B940D>

【韓国】保険詐欺防止特別法の制定

金融監督院が公表している「保険詐欺摘発統計」によると、韓国における保険金詐欺の規模は近年増加傾向にあり、2015年は6549億ウォン(1ウォンは約0.1円)に達している(2010年は3746億ウォン)。これまで保険金詐欺には、一般的な詐欺と同様に刑法上の詐欺罪(10年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金)が適用されていた。しかし、保険金詐欺は、傷害、殺人等の凶悪犯罪に結びつくおそれがあり、罰則を一層強化する必要性が生じたことから、2016年3月29日、保険詐欺防止特別法が制定された(同年9月30日施行)。同法の制定により、「保険詐欺罪」(10年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金)が新設(第8条)されるとともに、保険金詐欺により得た利得額に応じて加重処罰する規定(第11条)が設けられた。また、保険契約者を保護するため、保険会社に対し、事故調査を理由とした保険金支払いの遅延、拒否又は削減が原則として禁止された(第5条)。違反した場合は、1千万ウォン以下の過料に処される(第15条)。(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B1F6N0F2X1C8B1Z5F3T1W2D3J7D7K2

【韓国】資源循環基本法の制定

韓国では、エネルギー・鉱物資源の90%以上を輸入に頼る一方、リサイクル可能な資源が大量に廃棄されていることが問題となっていた。大量生産・大量消費社会から、持続可能な資源循環社会(廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物は最大限リサイクルする社会)への転換を図るため、2016年5月29日、「資源循環基本法」が制定された(2018年1月1日施行)。同法は本則36か条及び附則から成り、①リサイクル可能な廃棄物の活用を促進するための循環資源認定制度、②環境部(部は省に相当)長官による10年ごとの資源循環基本計画の策定、③長官による中長期的な廃棄物の処分率、リサイクル率等の目標設定、④同目標を達成するために長官が個々の廃棄物排出事業者に対して課す目標設定、⑤リサイクルが困難な製品に対する長官の改善勧告、⑥リサイクル可能であるにもかかわらず焼却又は埋立処分を行う自治体及び廃棄物排出事業者に対し、新たに徴収する廃棄物処分負担金等に係る事項が規定された。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G1L6S0E5T0J9E1R7X3B9D2V0T7Y2X9

【韓国】たばこ及びアルコールの間接的な被害を防ぐための法改正

2016年3月2日、国民健康増進法が改正され、たばこ及びアルコールの間接的な被害を防ぐための規定が新たに設けられた（同年9月3日施行）。今回の法改正により、受動喫煙を防ぐため、マンション等の共同住宅の2分の1以上の世帯の申請があるときは、基礎自治体の長に対し、当該共同住宅の廊下、階段、エレベーター及び地下駐車場の全部又は一部を禁煙区域に指定し、禁煙区域を示す標識を設置することが義務付けられた（第9条第5項）。指定された禁煙区域で喫煙した場合は10万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の過料に処される（第34条第3項）。また、妊娠中の飲酒による胎児への悪影響（胎児性アルコール症候群）を防ぐため、酒類製造・販売業者に対し、販売容器に妊娠中の飲酒は胎児の健康を害するおそれがある旨の警告文を表示することが義務付けられた（第8条第4項）。なお、共同住宅の禁煙区域指定については、専有部分とされるベランダやトイレが対象外となったため、実効性に疑問を呈する声も上がっている。（海外立法情報課・藤原 夏人）
・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V1Y5H1Y1S2A5A2R1E3L5B3C9D1U9J7

【中国】環境保護税法案

2016年8月29日、環境保護税法案が第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議に提出された。中国では、環境保護法に基づき、基準値を超える汚染物質等（大気汚染、水質汚濁、固体廃棄物、騒音）を環境に直接排出した事業者から汚染物質排出費（以下「排出費」）を徴収し、その全額を環境汚染対策の費用に充てる制度が実施されている。2015年においては、約28万の事業者から計173億元の排出費が徴収され、環境汚染防止対策の重要な財源の1つとなっている。しかし、事業者にとって排出基準を満たすための対策費より徴収される排出費の方が安く、排出規制の実効性が十分に見込めないこと、地方ごとに制度の運用にばらつきがあることなどの課題があった。環境保護税法案は、排出費制度を税方式に改め、現行の排出費の徴収基準を環境保護税の下限とし、排出規制の強化を図ることをその内容とする。農業振興のため農業生産は課税対象としないことなども規定されている。（1元は約15.2円）
（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）
・ http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2016-09/02/content_1996531.htm

【台湾】違法遠洋漁業の取締り強化

台湾は世界有数の遠洋漁業国であり、1,300隻を超える台湾漁船が公海等で操業している。台湾漁業の年間総生産量約140万トンのうち、約76%が海洋での漁業生産、さらにその約83%が遠洋漁業によるものである。近年、国際的な漁業資源管理の取組が強化される中で、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の根絶が課題となっている。2015年10月1日、EUは理事会規則（(EC) No 1005/2008）に基づき、台湾のIUU漁業対策は不十分であり、法整備等の改善がなされなければ台湾からEU域内への水産物輸入を禁止する、と台湾に対して警告した。台湾はこれを受けて、2016年7月5日、IUU漁業の取締りを強化するため、遠洋漁業条例（全47か条）を制定した。同条例は、遠洋漁業の許可・管理体制の強化、漁獲物等のトレーサビリティーの確保、国としての遠洋漁業発展計画の策定・実施、罰則等を内容とする。また、同条例の規定との整合性を保つため、漁業法と非台湾籍漁船投資経営管理条例の関係規定も同時に改正された。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）
・ <http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7256:2-26>

【オーストラリア】ワン・ネーション党党首の議会演説

2016年上院議員選挙において、右派のワン・ネーション党は、議席を大きく増加させ、注目を集めている。同党は1998年上院議員選挙において1議席を獲得したが、その後の2001年選挙以降、連邦議会での議席を失っていた。しかし、前回の2013年上院議員選挙における得票率0.5%(議席なし)から今回は4.3%へと得票率を伸ばし、4議席を獲得した。その結果、左派政党(労働党及び緑の党)を除けば、与党保守連合が上院で過半数を得るためにはワン・ネーション党の支持が不可欠となっている。そのような状況の中、2016年9月15日、同党党首のポーリン・ハンソン(Pauline Hanson)上院議員が、第45議会期において初めてとなる議会演説を行った。その演説には、イスラム教徒はオーストラリアの文化やアイデンティティと相容れないとした上で、移民の禁止、ハラール認証の終了、モスク建設の禁止を政府に要求する等の過激な内容が含まれていた。そのため、緑の党の所属議員が抗議のため議場を退出する等の反応を招いた。(海外立法情報課・芦田 淳)

・ *The Sydney Morning Herald*, September 15, 2016, p.4.

【オーストラリア】外国人から政治家への寄付をめぐる議論

2016年9月7日、野党労働党のサム・ダスチャリ(Sam Dastyari)上院議員が複数の中国系企業・団体から寄付を受領したことを理由に、影の内閣閣僚を辞任した。現在のオーストラリアの連邦レベルの政治資金制度を規定した1918年連邦選挙法(Commonwealth Electoral Act 1918)は、外国人又は外国からの寄付に対して制約を設けてはいない。しかし、今回の事案では、ダスチャリ議員が、寄付を受けていた中国系企業が主催するイベントで南シナ海問題における中国の立場を支持する発言をしたことが倫理上の観点から批判され、また、州及び連邦レベルの労働党の寄付に関する規則に違反するとの報道も見られた。なお、外国人からの寄付禁止は以前から模索されており、2010年には労働党政権が法律案(Commonwealth Electoral Amendment (Political Donations and Other Measures) Bill 2010)を提出したが、上院の承認を得られず不成立に終わっていた。現在の第45議会期においても、緑の党から、同様の法案が提出されている。(海外立法情報課・芦田 淳)

・ *The Sydney Morning Herald*, September 8, 2016, p.4.

【オーストラリア】たばこに対する消費税の引上げ

2016年9月23日、たばこに対する消費税を引き上げる法律が、連邦総督により裁可された(Excise Tariff Amendment (Tobacco) Act 2016, No.60, 2016.)。同法によれば、2017年9月から4年間にわたり、毎年12.5%ずつ税率が引き上げられる。その結果、2020年9月には、たばこ25本入りの1箱が平均で現在の25豪ドル(約1900円)程度から40豪ドル以上になる見込みである。この法律の目的は、値上げによりたばこ製品に触れる機会を減少させることで、国民の健康を改善することとされる。これに関連して、連邦・州首相評議会(Council of Australian Governments)は、2014-15年度の調査において成人の14.5%であった喫煙者の比率を、2018年までに10%以下に減少させる目標を示しており、下院の規制影響報告書(Regulation Impact Statement)によれば、当該目標を、主に消費税引上げによって達成することは妥当と判断されている。また、財務省は、消費税引上げにより、2020年までにたばこの消費量が約17%減少すると予測している。(海外立法情報課・芦田 淳)

・ <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fr5698%22>

【シンガポール】大統領公選制度の見直し

シンガポールでは、1991年の憲法改正により、大統領の選出方法を議会の指名から国民の直接投票に切り替え、その制度の下に延べ5名の大統領を選出してきた。しかし、4つの公用語（マレー語、華語、タミル語、英語）を認める多民族国家でありながら、主要民族の1つであるマレー系の大統領が未選出であることなどが問題となっていた。そのため政府は2016年4月に憲法委員会を設置して制度の見直しを開始した。9月7日に同委員会が提言をまとめると、政府は改憲案を作成して10月10日に国会へ提出した。改憲案では、華人、マレー人、インド人及びその他の少数民族、という3つの民族集団の内、5期連続で未選出の民族集団がある場合には次期大統領選候補者をその民族に限る措置を採り、候補者の民族を判定するための委員会を新設するとしている。そのほか改憲案には、首相の任命や予算の承認などに関する大統領の決定を差し止める権能を持つ大統領顧問官会議の権限と規模の拡大なども含まれている。

（海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ <http://www.straitstimes.com/singapore/parliament-changes-to-elected-presidency-and-ncmp-schemes-tabled>

【ミャンマー】夜警法の改正

2016年9月19日、「区・村管理法」(The Ward or Village Tract Administration Law)、通称「夜警法」の改正が議会で承認された。ミャンマーではこれまで、区・村外からの訪問者を宿泊させる場合には地方行政機関への事前の届出が義務付けられており、届出のない者を取り締まる目的から警察による夜間の家宅捜索も行われてきた。同法は、テインセイン政権下の2012年に制定されたものであるが、その基となっているイギリス植民地統治下の1907年に制定された2つの法令は、1988年から2011年まで続いた軍事政権下で民主化勢力に対する取締りの法的根拠ともなった。2016年3月に成立した国民民主連盟(NLD)率いる現政権は、軍政期の非民主的な法令の見直しを重要課題の1つとしており、今回の法改正もその一環と位置付けられている。政権は当初、同法の廃止を目指していたが、軍部の反対に遭い、法改正により規制を緩和するにとどまった。この法改正により、届出の義務は1か月以上滞在する場合に限ることとなった。

（海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ <http://www.moi.gov.mm/moi:eng/?q=news/31/05/2016/id-7122>